日本へリコバクター学会 理事長 杉山 敏郎 役員等選考委員会 委員長 上村 直実

一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款第 18 条ならびに細則第 2 章により、代議員の選出を行います. 代議員に新たに立候補を希望される方は、本会代議員 2 名の推薦を得て、申請書類を下記事務局までご送付下 さい.

【代議員の申請資格】

代議員の申請資格は、以下の各項のすべても満たすものとする.

- (1) 満5年以上引き続き本学会正会員であること.
- (2) 最近5年間のうちで下記条件をすべて満たすこと. ただし海外留学期間はこれに含めない
 - ・複数回の学術集会にわたり演題を発表していること(共同発表も可).
 - ・シンポジウム・パネルディスカッションまたはこれに準ずる講演の演者(共同発表も可),または一般演題を含めて司会の経験があること.
- (3) ヘリコバクターに関する学術論文があること、なお一編は外国語論文であることが望ましい(共同著者も可).

ただし、上記の条件を満たさない場合でも、理事長の推薦により、学会に多大な貢献があるものに代議員の 選出資格を与えることがあります.

【申請方法】

上記の申請資格を全て満たし、かつ本会代議員 2 名の推薦がある場合には、代議員候補者として申請ができます。代議員候補者は下記申請書類にご記入の上、本会事務局に提出して下さい。

申請書類

- (1) 新代議員推薦状 2 通 (本会代議員 2 名の推薦が必要)
- (2) 様式 1-1 および 1-2 新代議員推薦状
- (3) 様式2 本学会学術集会での活動業績
- (4) 様式3 本学会以外でのヘリコバクターに関する発表業績
- (5) 様式 4 本学会以外でのヘリコバクターに関する論文業績

【提出締切】2016年3月31日(木) 当日消印有効

【送付先】一般社団法人日本ヘリコバクター学会事務局 〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 4F (一財) 口腔保健協会内 TEL 03-3947-8891 FAX 03-3947-8341

※ご参考

一般社団法人日本ヘリコバクター学会 定款第 18条

(代議員の選出及び代議員会)

第18条 代議員は,満5年以上継続した正会員の中から募った候補について,役員等選考委員会で分野別などの考慮を加えて審査,選出し,理事会の決議を経て,社員総会(代議員会.以下同様)の承認を受け選出する.

- 2) 代議員会は、法人法に規定する社員総会決議事項のほか、次の事項を審議し、議決する.
- 1 理事会で社員総会案件として議決された事項
- 2 この定款に抵触しない範囲内において、社員総会で決定された事項
- 3 その他、当法人の運営に関する重要事項

日本ヘリコバクター学会細則第二章

第二章 代議員選出

第2条 代議員の選出資格

代議員の選出資格は、以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- 1) 満5年以上引き続き本学会正会員であること。
- 2) 最近5年間のうちで下記条件をすべて満たすこと。

但し海外留学期間はこれに含めない。

- ・複数回の学術集会にわたり演題を発表していること(共同発表も可)。
- ・シンポジウム・パネルディスカッションまたはこれに準ずる講演の演者(共同演者も可)。または一般演題を含めて司会の経験があること。
- 3) ヘリコバクターに関する学術論文があること。なお一編は外国語論文であることが望ましい(共同著者も可)。ただし、上記の条件を満たさないものでも、学会に多大な貢献があるものを理事長の推薦により代議員の選出資格を与えることができる。

第3条 代議員候補者

- 1) 代議員候補者は別に定める申請書類を本会事務局に提出する。
- 2) 代議員候補者とは、上記の条件を満たす者で、かつ本会代議員2名の推薦のあるものとする。

第4条 代議員の選出

1) 代議員の選出とその審査は、通常総会(代議員会)時の年1回とし、申請書類の提出期限はその2か月前までとする。

第5条 代議員の資格喪失

代議員は以下のいずれかに該当する場合には選考委員会の起草、理事会の議・代議員会の承認を経てその資格を喪失する。

- 1) 代議員会に、特別の理由なく連続3回以上欠席した場合
- 2) 細則第2条の資格基準を満足しない場合
- 3) 本学会会員としての資格を喪失した場合
- 4) 本人から辞退の申出があった場合
- 5) 本学会の名誉を損う行為があった場合